

○ 委員長報告

2月定例会本会議で報告された県議会議員定数等調査特別委員長報告は、以下のとおりです。

令和4年2月定例会

県議会議員定数等調査特別委員長報告

報告いたします。

県議会議員の定数等について調査を付託されました当委員会は、令和3年7月7日に設置して以来、同年11月に発表された令和2年国勢調査の人口確定値を基に、地方自治法等関係規定との整合性はもとより、過去の本県議会における議員定数等に係る協議・審査の状況や他県の状況等を踏まえ、これまで5回にわたり議論を重ねてきたところであります。

その結果、結論から申し上げますと、令和5年春の次回県議会議員選挙における、総定数、選挙区割り及び選挙区別定数とも、現行のとおりとすることに決定いたしました。

以下、検討の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

まず、総定数についてであります。

これについては、

県民の意思の県政への適正な反映を確保するという観点から議員定数を考えることを基本とすべきで、委員会における審議能力を確保するためにも、現行定数を維持する必要があること。

本県の県議会議員1人当たり人口の県平均は28,401人で、本県と人口や財政規模等が同規模の他県と比較しても同程度であり、本県の議員定数がとりたてて多くはないこと。

本県の将来推計人口では、人口減少により、将来的に一部の選挙区において、人口の少ない選挙区の方が定数が多い逆転現象が生じることが想定されているが、人口推計値は2018年時点の試算であり、コロナ禍による東京圏への人口移動の縮小基調は加味されていないため、次回選挙における議員定数を検討する上で根拠とすべき人口については、あくまで直近の実績値である2020年の国勢調査の人口に拠るべきであること。

衆議院の小選挙区について、定数が4から3に削減が見込まれる中、県土を守る立場にある県議会議員の役割は、今後ますます重要になること。

などから、定数は削減せずに現行のとおりとすべきとの意見が出されました。

次に、選挙区割りと選挙区別定数についてであります。

これについては、

現在の選挙区において公職選挙法の選挙区ルールに適合しない選挙区はなく、議員 1 人当たり人口の最大較差についても、一番多い西予市選挙区の 35,388 人と一番少ない南宇和郡選挙区の 19,601 人との較差は約 1.81 倍であるため、判例で認められた範囲内に収まっており、見直す必要性は認められないこと。

南予地域においては、議員 1 人当たりの選挙区面積が他地域よりも広く、地域の声をしっかり把握するためには、現定数を維持することが必要であること。

衆議院の小選挙区の区割り変更に伴い、有権者から戸惑いの声も多く聞かれたところであり、県議会議員の選挙区の場合にも区割りを変更することは、混乱を招くおそれがあること。

などから、選挙区割りと選挙区別定数とも現行のとおりとすべきとの意見が出されました。

このため、総定数、選挙区割り及び選挙区別定数ともに全会一致で、現行のとおりとすることを決定いたしました。

そのほか、

- ・国会議員と役割が異なる県議会議員の定数については、単なる人口比例ではなく、地域の事情等を考慮する必要がある
- ・県議会議員の役割の重要性と必要となる定数の考え方については、県民に十分説明して理解を得る努力が必要である

などの意見があったことを付言いたします。

以上で報告を終わります。